

申請日 2025年12月5日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) 住商リアルティ・マネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長 白石 幸成

業務改善命令に係る報告書

当社は、令和7年12月5日付金監督第3406号をもって金融庁より、金融商品取引法第51条の規定に基づき業務改善命令を受けたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第25号の規定に基づき報告いたします。

記

業務改善命令を 発出した行政 庁の名称	金融庁
業務改善命令 の概要	<p>① SCリアルティプライベート投資法人の投資主に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>② 投資法人資産運用会社として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法を見直すこと。</p> <p>③ 本件発生原因を究明したうえで、投資運用業に係る意思決定の妥当性を検証するための社内プロセスの明確化など、利益相反管理について十分な態勢を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。</p> <p>④ 今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑤ 上記①から④までの対応状況について、令和8年1月16日までに書面で報告すること。</p> <p>⑥ 上記⑤の対応状況について、四半期経過後15日以内を期限として、当面の間、報告すること。</p>
改善される業 務の概要	法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、法令遵守態勢及び内部管理態勢の構築、業務運営方法の見直し、具体的な再発防止策の策定等、命令に基づき業務改善を行います。
改善の終了予 定期限	金融庁に対して、令和8年1月16日までに対応状況の報告を行い、対応状況について、四半期計画後15日以内を期限として当面の間、報告いたします。

影響を受ける 公募のファン ド等の名称	現時点では公募リートであるSOSiLA物流リート投資法人の業績に悪影響を及ぼすことはないものと想定しております。
ファンド等の 管理、運用又 は処分に与え る影響の概要	SCリアルティプライベート投資法人の業績や分配金に悪影響が生じること はないと想定しておりますが、鑑定評価の適正性について、現在精査を行 っております。